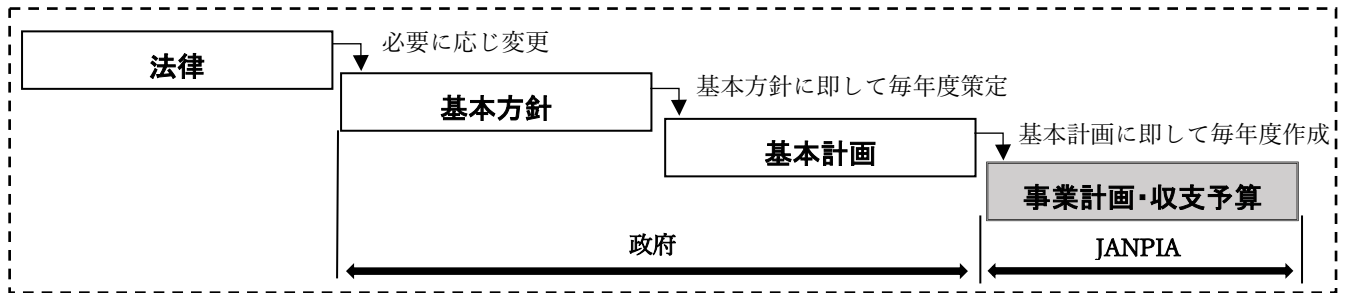


2023 年度事業計画等の認可について

令和 5 年 3 月 20 日
内閣府休眠預金等活用担当室

1. 事業計画等の認可

指定活用団体は、毎年度、「基本計画」に即して「事業計画及び収支予算」を作成し、政府の認可を受けることとされている（休眠預金等活用法第 26 条）。



2. 事業計画等の認可の対処方針

JANPIAによる「事業計画等」が、2023年度「基本計画」（令和5年2月27日総理決定）に即し、また、「5年後見直しの対応方針」[※]等を踏まえた内容となっていると認められることから、これで認可することとしたい。

※「休眠預金等活用法の5年後見直しの対応方針」（令和4年12月16日内閣府）

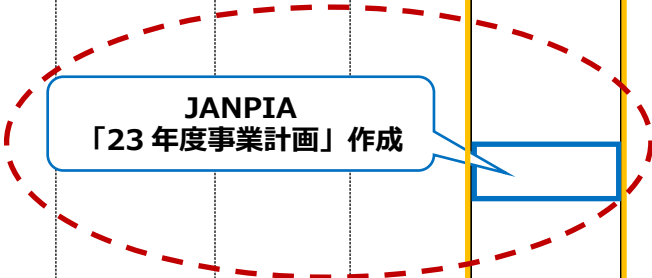
2023 年度基本計画の主な変更点		2023 年度事業計画（案）
前文	<ul style="list-style-type: none"> 法改正が行われた場合には、基本方針、基本計画、事業計画等を変更することを明記 	<ul style="list-style-type: none"> 法改正が行われた場合には、事業計画等を変更することを明記
1. 交付金の額の見直し [※]	<ul style="list-style-type: none"> 通常枠：40 億円 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠：35 億円 	<ul style="list-style-type: none"> 通常枠：40 億円 新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠：35 億円
6. その他	<ul style="list-style-type: none"> JANPIA における、資金分配団体に対する監督の強化並びに調査及び研究機能の充実に必要な人員の拡充に係る所要経費を 23 年度収支予算に計上 	<ul style="list-style-type: none"> 資金分配団体に対する監督機能強化 3名程度、調査・研究等 5名程度を確保
5 年後見直しの対応方針における見直し事項【別紙参照】	—	<ul style="list-style-type: none"> コロナを理由とした 2019 年度通常枠の実行団体における事業進捗の遅れについて、特例的に事業期間の延長を認める
より高い信頼確保措置の導入	—	<ul style="list-style-type: none"> 不動産取得に対する支援の縮廃、役員の兼職禁止、契約未達に対する是正措置等
収支予算	—	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画を踏まえた収支予算 交付金：23 年度 45 億円 (22 年度 93 億円)

※ 法改正が行われた場合、基本計画、事業計画等の変更により積算方法を見直し、交付金の額を修正する予定

5年後見直し事項の実施時期について

別紙

	法律事項						運用事項							
	非資金的 支援による団体の 能力強化	出資	目的規定 (リ-シャルセク ター支援)	法の見直 し規定	国際 協力 (※1)	JANPIA 事務費	助成限度 額の決定 方法(中 期目標)	行政施策 との役割 分担	自己資金 の確保	成長期・ 成熟期の 活動支援	同一事業 の再申請・ 事業期間 の延長	PO 関連 経費の 助成	国際 協力 (※2)	(コロナを 理由とし た)事業期 間の延長
R5年														
4/1														
6月 目途	改正法の公布				法施行①									
9月	政府「基本方針」変更													
							<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府「23年度基本計画」変更 ・ JANPIA「23年度事業計画」変更 							
12月							<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府「23年度基本計画」変更 ・ JANPIA「23年度事業計画」変更 							
					法施行②									



(※1) 法施行①は、社会課題の背景の例示に「国際化」を追記すること。9月の「基本方針」等の変更は、国外活動の取扱いに係るもの。

(※2) 国内で NGO 等が行う活動にも本制度が利用可能であることを周知。